

入居申込み資格

市営住宅の入居を希望される方は、次の(1)～(9)の条件すべてを満たしていなければ申し込むことはできません。

なお、年齢に関しては、令和6年6月1日を基準とします。

(1)入居名義人は、飯塚市内に住所又は勤務場所を有する方

ただし、外国人の方は、市内に住所を有する方に限ります。

(2)入居名義人は、現に同居又は同居しようとする親族がある方

- ◆令和5年8月の募集から、飯塚市市営住宅の募集においても、福岡県パートナーシップ宣誓制度を適用します。入居名義人と同居又は同居しようとする人がパートナーシップ関係にある方は、福岡県知事がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類「福岡県パートナーシップ宣誓書受領証」を、入居資格本審査までに確認できる方に限ります。
- ◆夫婦の別居、父母の別居など、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居等、特に同居する理由のない親族との申込みは出来ません。
- ◆離婚予定の方は、原則として入居資格本審査までに離婚を証明する戸籍謄本か離婚届受理証明書が提出されないときは失格となります。
- ◆内縁関係にある方(住民票で確認できる場合のみ)も申込できます。この場合住民票の続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と記載する届出を入居資格本審査までに完了している方に限ります。
- ◆申込書に記入したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格となります。(ただし、出生・死亡を除きます)
- ◆申込者本人は、入居決定後「住宅名義人」となります。申込みから入居決定までの間に、名義の変更は出来ません。
- ◆婚約段階での申込みは、入居資格本審査までに婚姻届を出すことができる方に限ります。

単身での申込について

次の ア)から ク)のいずれかに該当する場合は、単身者でも申込みができます。ただし、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方は申込みができません。(「自活状況申立書」の提出)
なお、申込みできる住宅は、「空き家住宅一覧」に単身の欄に可と記載されている住宅だけになります。



ア) 60歳以上の方

イ) 障がい者基本法第2条に規定する障がい者で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ①身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級～4級までの方
- ②精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級の障がい者
- ③療育手帳の交付を受けている方で入居後に常時相談対応等の居住支援体制ができる方(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。)

ウ) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法の別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法の別表第1号表ノ3の第1款症の方

エ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

オ) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

- カ) 海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方
- キ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ク) 配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で、以下のいずれかに該当する方
 - ・第3条第3項第3号による一時保護または第5条の規定による保護が終了した日から5年を経過していない方
 - ・第10条第1項により裁判所がした命令の申し立てを行なったものでその命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

(3) 入居収入基準に合う方

申込みの日において、同居しようとする親族(婚約者、未届関係、福岡県パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む)の所得を合算し、**諸控除後の入居収入基準額が次の金額であること。**

※ 10～12ページの「入居収入基準額の計算方法」を参照してください。

	入居収入基準額	
	一般世帯の場合	高齢者・障がい者世帯等の場合 (裁量階層世帯)
公営住宅	(月額)158,000円以下	(月額)214,000円以下
改良住宅	(月額)114,000円以下	(月額)139,000円以下

※ 裁量階層世帯とは、次の a ～ f のいずれかに該当される世帯です。

- a 60歳以上の方
同居しようとする親族がある場合は、満60歳以上の方及び満18歳未満の方である世帯。
- b 入居者又は同居者が障がい者基本法第2条に規定する障がい者であり、次のア～ウのいずれかに該当する世帯
 - ア) 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級～4級までの方
 - イ) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障がい者
 - ウ) イに規定する精神障がいの程度に相当すると認められる療育手帳の交付を受けている方
- c 入居者又は同居者が戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法の別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法の別表第1号表ノ3の第1款症の方
- d 入居者又は同居者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の第11条第1項の規定による厚生労働大臣から認定された方のいる世帯
- e 入居者又は同居者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方のいる世帯
- f 同居者に中学校就学の終期に達するまでの者がある世帯
(平成21年4月2日以降に生まれた者)

(4) 市町村税(市町村民税・軽自動車税・固定資産税)を滞納していないこと。

入居名義人及び同居する予定の親族に市町村税の未納がある場合は、申込みできません。

(5) 現在、住宅に困っている方

原則として、持家のある方及び公営住宅(県営、市営、町営等)の入居名義人は、
申込みできません。

(6) 犬・猫等のペット類を飼育しない方及び共同生活を円満にできる方

入居時にペット類を飼育しない旨の、誓約書を提出していただきます。

(7) 過去において

過去において市営住宅に入居していた方については、不正な使用などをしたことがないこと。
(無断退去、住宅使用料滞納など)

(8) 入居の際には、請書の提出が必要になります。

(单身の方については身元引受人の署名、捺印が原則必要です。)

※飯塚市市営住宅条例の一部改正に伴い、令和2年4月1日より
連帯保証人は不要となりました。

◆身元引受人について

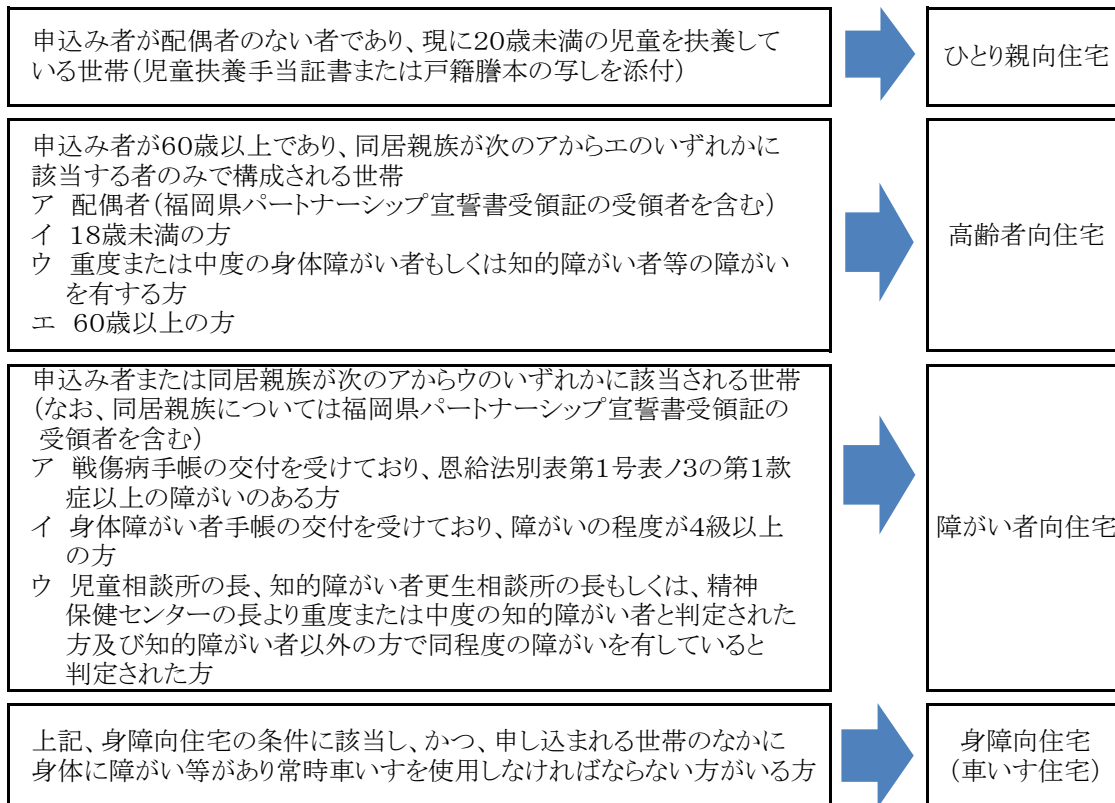
身元引受人は連帯保証人と違い、連帯債務を負うことはありませんが、緊急時に
連絡をさせていただく場合があるため、原則親族の方でお願いいたします。

**(9) 入居しようとする方全員が暴力団員による不当な行為の防止等に
関する法律第2条第1項第6号に規定する暴力団員でないこと。**

◎ 特定目的住宅の申込み資格

特定目的住宅については、2～4ページの申込み資格のすべてに該当し、
かつ、下記の条件に該当される方のみ申込みができます。

※ 単身では、申込みできません。



(1) 年間総所得額の計算

生活保護の各種扶助費、雇用保険金、法律により非課税とされている年金及び遺族年金、仕送りなどの非課税所得については所得とみなしません。

① 給与所得者の場合

入居申込書の裏面の給与証明の1ヵ年合計が[年間総収入金額 (A1)]となります。その後、下記の計算方法により所得控除を行った後の金額が[年間総所得 (B1)]になります。

[参考] 総収入金額から総所得額の計算方法

年間総収入金額(A1)	年間総収入金額	計算方法	
↓	551,000円未満	0円	
<p>① 0円～1,627,999円は右記のとおり。</p> <p>② 1,628,000円～6,599,999円は</p> <p>(a) 年間総収入金額 ÷ 4,000で算出した金額の小数点以下を切り捨てる。</p> <p>(b) (a)の金額に4,000を掛ける。</p> <p>(c) (b)を右の式にあてはめる。</p>	551,000円～1,618,999円	(総収入金額) - 550,000円	
	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
	1,628,000円～1,799,999円	(端数整理後の額) × 0.6 + 100,000円	
	1,800,000円～3,599,999円	(端数整理後の額) × 0.7 - 80,000円	
	3,600,000円～6,599,999円	(端数整理後の額) × 0.8 - 440,000円	
	↓	年間総所得金額(B1)	

※ 給与所得者が2人以上いる場合は、別々に計算後年間総所得金額を合計し[世帯の合計所得金額]を出してください。

※ 就職後、1ヵ年に満たない場合の[年間総収入金額(A1)]は、下記の計算となります。

$$\text{年間換算額} = \frac{\text{就職月の翌月から申込み前月までの総収入}}{\text{就職月の翌月から申込み前月までの月数}} \times 12\text{ヶ月}$$

②事業所得者の場合

事業申告書の総所得額が[年間総所得金額(B2)]となります。

年間総所得額(B2)

- ※ 事業所得者が2人以上いる場合は、総所得額を合計して [世帯の合計所得金額] を出してください。
- ※ 事業開始後、1か年に満たない場合の[年間総所得金額(B2)]は、下記の計算をしてください。

$$\text{年間見込所得額} = \frac{\text{事業開始月の翌月から申込み前月までの総所得}}{\text{事業開始月の翌月から申込み前月までの月数}} \times 12\text{ヶ月}$$

③年金受給者の場合

年金等受給者の方については、下記の計算方法によって年間総所得額を出してください。

受給者の年齢	毎月6月中に送られてくる年金振込通知書の金額	割合	控除額
65歳未満	130万円未満	100%	60万円
	130万円以上～410万円未満	75%	27万5千円
	410万円以上～770万円未満	85%	68万5千円
	770万円以上	95%	145万5千円
65歳以上	330万円未満	100%	110万円
	330万円以上～410万円未満	75%	27万5千円
	410万円以上～770万円未満	85%	68万5千円
	770万円以上	95%	145万5千円



年間総所得金額(B3)

◆ 申込み世帯の年間総所得額[(B1)+(B2)+(B3)]



年間総所得金額(B)

(2) 控除金額の計算

下記の表により、計算してください。

控除の種類		対象者	控除額
①	給与所得者等控除	申込者及び同居親族で給与所得または公的年金等に係る雑所得がある人	10万円 ※10万円を限度にその人の所得額分を控除
②	配偶者及び扶養親族	配偶者及び所得税の控除を受けている親族(③を除く)	38万円×()人
③	同居親族	申込者を除く同居親族で②に該当しない人(婚約者・内縁関係・福岡県パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む)	
④	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち70歳以上で所得金額が48万円以下の人	10万円×()人
⑤	老人扶養親族	扶養親族のうち70歳以上で所得金額が48万円以下の人	
⑥	特定扶養親族	扶養親族のうち満16歳以上満23歳未満で所得金額が48万円以下の人	25万円×()人
⑦	申込者、配偶者、扶養親族及び同居親族の中で障がいのある人	身体障がい 1級・2級	40万円×()人
		精神障がい 1級	
		知的障がい A・A1・A2	
		上記以外の障がいのある人	27万円×()人
⑧	ひとり親控除	所得のある人のうちひとり親である人	35万円 ※35万円を限度にその人の所得額分を控除
⑨	寡婦	所得のある人で⑧に該当せず寡婦である人	27万円 ※27万円を限度にその人の所得額分を控除



控除金額(C)

入居収入基準額

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{年間総所得金額(B)} \\ \hline \end{array} \right] - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除金額(C)} \\ \hline \end{array} \div 12\text{ヶ月} = \begin{array}{|c|} \hline \text{入居収入基準額} \\ \hline \end{array}$$